

環境省は特定有害廃棄物等の越境移動を適正化するため、バーゼル法の見直しに着手する。今月14日、環境省の諮問機関である中央環境審議会・循環型社会部会で専門委員会を設置することが了承された。専門委員会は学識経験者、関係業界の関係者などで構成し、年内に報告書の取りまとめを目指す。

廃棄物等の越境移動対策が必要となつては、バーゼル条約で国際的に規制されている。日本国内では、条約の国内担保法であるバーゼル法と廃棄物処理法を基本的枠組みとして廃棄物等の越境移動を管理している。バーゼル法は1992年に制定以来、20年以上にわたり大規模な改正をしておらず、近年の国際的な資源循環の活発化に伴う新たな

品スクラップのOECD非加盟国からの輸入手続きについて、バーゼル条約の範囲内で大幅に簡素化し、事前通告が迅速であるため、日

告や同意手続きを不要としている。OECD業者が欧州のリサイクル事業者に買い負ける状況が発生している。これら環境面や経済

「日本再興戦略2016」では、国内外で発生した使用済み鉛蓄電池、電子部品スクラップなどの二次資源につ

# バーゼル法を見直しへ

## 年内に専門委の報告書まとめ

環境省



循環型社会部会で、専門委員会の設置が了承された

济面における問題を踏まえると、特定有害廃棄物等の潜在汚染性の顕在化を最小にしつつ、潜在汚染性の顕在化を最大にするような資源循環の実現が求められている。今年6月に閣議決定した

いて、国内の環境技術を活用しつつ、非鉄金属のリサイクルを著実に進めるため、バーゼル法における規制の在り方についての検討を行い、早期に必要な措置を講ずることとされた。現在、廃棄物処理法の見直しに関する専門委員会においても、廃棄物処理法とバーゼル法のすきまの解消、二重手続きの改善などを論点の対象とし、議論されている。